

2024 年度 英国現代奴隷法に係る声明

株式会社バンダイナムコホールディングス（以下、当社）は、当社グループの事業及びサプライチェーンにおける奴隷労働及び人身取引などの人権侵害を防止するための取り組みについて、2015 年に英国で施行された現代奴隷法第 54 条の定めに基づき、以下の通り公表します。

1. 当社グループの組織の構成、事業の概要及びサプライチェーン

当社グループは、Bandai Namco's Purpose「Fun for All into the Future」のもと、「夢・遊び・感動」でつながる未来を世界中のすべての人とともに創り続けることを目指しています。

2024 年度は、IP（Intellectual Property：キャラクターなどの知的財産）を最適なタイミングで、最適な商品・サービスとして提供することで IP 価値の最大化を図る「IP 軸戦略」を軸に、純粋持株会社である当社（本社：東京都港区）のもと、「デジタル事業」、「トイホビー事業」、「IP プロデュース事業」、「アミューズメント事業」の 4 つの事業セグメントと、それらを主にサポートする役割をもつ関連事業会社で事業活動を展開しました。各事業セグメントにおいては、事業統括会社となる会社を中心に国内外における事業戦略の策定・推進を行いました。

各事業セグメントの主な事業の内容及び事業統括会社は以下の通りです（2025 年 3 月末現在）。

- 「デジタル事業」（事業統括会社：株式会社バンダイナムコエンターテインメント）
ネットワークコンテンツの企画・開発・配信、家庭用ゲームなどの企画・開発・販売
- 「トイホビー事業」（事業統括会社：株式会社バンダイ）
玩具、カプセルトイ、カード、菓子・食品、アパレル、生活用品、プラモデル、景品、文具などの企画・開発・製造・販売
- 「IP プロデュース事業」（事業統括会社：株式会社バンダイナムコフィルムワークス）
アニメーションなどの映像・音楽コンテンツの企画・製作・運用、著作権・版権の管理・運用、アーティストの発掘・育成、ライブエンターテインメント事業
- 「アミューズメント事業」（事業統括会社：株式会社バンダイナムコアミューズメント）
アミューズメント機器の企画・開発・生産・販売・アフターサービス、テーマパークやインドアプレイグラウンドを含むアミューズメント施設の企画・運営など

当社グループは、日本に本社を置く当社と、子会社 100 社及び関連会社 13 社により構成され、世界 27 の国・地域 に拠点を置いて事業展開しています（2025 年 3 月末現在）。また、当社及び連結子会社 82 社を対象にした当社グループの連結従業員数は 11,345 名（2025 年 3 月末現在）です。

当社グループの組織体制・事業詳細につきましては、以下ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.bandainamco.co.jp/about/organization.html>（日本語）

<https://www.bandainamco.co.jp/en/index.html>（英語）

トイホビー事業でサプライヤーが日本、中国、ベトナム、タイ、ラオス、韓国、フィリピン、インドネシア、シンガポールに存在しています。アミューズメント事業では最終組立工場が日本、中国に存在しています。

現在 EU のサステナビリティ関連法令への対応も視野に、一次サプライヤーを通じて主要事業のバリューチェーンのさらなる把握に努めています。今後は、必要に応じてさらに幅広いステークホルダーと連携することなどを通じて、バンダイナムコグループが社会や環境とどのように関わっているのかを明確にすることで、より実効的な取り組みにつなげていきます。

2. 当社グループの人権方針

労働環境及びサプライチェーン管理に関する方針

当社グループは、従業員をはじめバンダイナムコグループに関わるあらゆる人々が互いを尊重しあい、生き生きと働くことができる職場環境を実現することで、社会と企業の持続的な発展を目指すことを掲げています。

当社グループは、企業の事業活動が人権にインパクトを与えることを理解し、バンダイナムコグループの事業活動に関わるすべてのステークホルダーの人権を尊重することを、企業としての責任と考えています。バンダイナムコグループは、Bandai Namco's Purpose「Fun for All into the Future」が示す姿である、エンターテインメントが生み出す心の豊かさで、人と人、人と社会、人と世界がつながる未来を、世界中のすべての人とともに創り続けることを目指し、バンダイナムコグループの事業活動に関わるすべてのステークホルダーの人権を尊重する責任を果たすため、2023 年 11 月に、「バンダイナムコグループ人権方針」を策定し公開しています。

この方針は、バンダイナムコグループの役員及び従業員に適用され、すべてのビジネスパートナーやサプライヤーに対しても理解、支持、遵守を求めるものです。

「国連ビジネスと人権に関する指導原則」及び「子どもの権利とビジネス原則」に基づき人権尊重の取り組みを推進していくこと、本方針の推進担当にサステナビリティ担当役員（チーフ・サステナビリティ・オフィサー、CSO）を置き、人権デューディリジェンスの仕組みを構築し継続実施すること、すべての役員及び従業員に適切な教育を実施すること、取り組みにおいて外部専門家に相談し、関連するステークホルダーとの対話・協議を行っていくこと、情報を開示していくことなどを明記しています。

バンダイナムコグループの人権方針につきましては、以下ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.bandainamco.co.jp/sustainability/human-rights/index.html>（日本語）

<https://www.bandainamco.co.jp/en/sustainability/human-rights/index.html>（英語）

また、前年度声明の時点からのアップデートとして、当社グループは、「夢・遊び・感動」でつながる未来を世界中のすべての人々とともに創り続けるため、に 2025 年 3 月に「バンダイナムコグループ行動規範」を制定・公開しました。

「バンダイナムコグループ行動規範」は、役員及び従業員一人ひとりのみならず、取引先の皆さまにも遵守いただきたい行動原則を取りまとめたもので、サプライチェーン全体でサステナブル調達に関する課題の解決に取り組んでいくため業務遂行において遵守すべき内容を記載しています。

国や地域を問わず、すべての法律とその精神を遵守して社会的責任を果たすこと、公正かつ自由な競争のもとで利潤を追求すること、企業活動を通じて広く社会に貢献することが、社会との信頼関係を築き、持続可能な社会の実現をけん引する役割を担う企業に課せられた普遍的かつ重要な使命であるとの認識を示しています。あわせて、社員の生命・身体を優先し、安全で働きやすい職場環境を提供することを明記しています。なお、グループ内のすべての事業会社の社長は、「バンダイナムコグループ行動規範」の遵守に関する誓約書を当社社長宛に提出しています。

また、社内浸透策として、当グループの従業員向けにセミナー、e-Learning を実施し、強制労働や児童労働、非人道的扱いを禁止した行動規範の説明を行っています。

2025 年度中には、さらなる「バンダイナムコグループ行動規範」浸透のため、世界中の役員・従業員及びステークホルダーの皆さまに向けて、「バンダイナムコグループ行動規範」の説明 VTR・「バンダイナムコグループ行動規範」ポスターを作成し、多言語に翻訳して展開を行う予定です。

取引先の皆さまに「バンダイナムコグループ行動規範」を実践いただくうえでの指針として「バンダイナムコグループ 取引先ガイドライン」を制定・公開しています。

HP で文書の開示を行うとともに、サプライヤーカンファレンスなどで説明を行い、当グループの事業及びサプライチェーンにおける強制労働や人身取引などの人権侵害の防止に努めています。

当該ガイドラインにおいては、JEITA の「責任ある企業行動ガイドライン」などを参考に、強制労働、奴隷制及び人身売買の禁止を明記しています。

バンダイナムコグループ行動規範・取引先ガイドラインにつきましては、以下ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.bandainamco.co.jp/sustainability/management/supply-chain/index.html>（日本語）

<https://www.bandainamco.co.jp/en/sustainability/management/supply-chain/index.html>（英語）

3. 事業及びサプライチェーンに関するデューディリジェンスの取り組み

組織体制の整備

当社グループでは、当社常勤取締役及び事業統括会社社長等で構成され、当社代表取締役社長が議長を務める「グループサステナビリティ委員会」を設置し、人権を含むサステナビリティ課題に関する当社及び当社グループの方針や戦略的な目標を策定・推進しています。

また、当社においてサステナビリティ担当取締役を任命するとともに、グループ全体に関わるサステナブル活動を統括するサステナビリティ推進室を設置し、人権を含むサステナビリティ課題に関する活動の推進を図っております。なお、実践した活動と今後の方針については定期的に当社取締役会にて報告を行い、取締役会で議論のうえ、評価・改善を行っております。

なお、人権については、当社グループ人権方針の責任者に代表取締役社長、同方針の推進担当にサステナビリティ担当役員（チーフ・サステナビリティ・オフィサー、CSO）を置き、同方針に則った人権尊重の取り組みを推進しています。

また、コンプライアンス全般を管理するコンプライアンス担当取締役を当社内に任命しており、グループ内でコンプライアンス違反、あるいはそのおそれがある場合は、当社代表取締役社長を委員長とし、常勤取締役（監査等委員である取締役を含む）ならびに委員長による指名者で構成する「グループコンプライアンス委員会」で直ちにその対応を協議・決定する体制をとっています。なお、海外においては、海外地域統括会社 4 社を設置し、コンプライアンスの支援を行う体制をとっています。

さらに、コンプライアンス違反への対策のため、当社グループを横断する規約である「バンダイナムコグループ規約」に基づき、グループ各社がそれぞれ社内規程を制定し、内部通報制度を設けて運用しています。内部通報制度により、強制労働、児童労働など人権侵害をはじめとする各種コンプライアンス違反が明らかになった場合、各社のコンプライアンス規程に基づき、事案に応じて適切な対応を行っています。

グループ各社におけるサプライチェーン管理の維持向上の取り組み状況

当社グループは、事業セグメントごとにサプライチェーン管理の維持向上に取り組んでおり、2024 年度は以下の取り組みを一例として行いました。

トイホビー事業の事業統括会社である株式会社バンダイ及び主要会社である株式会社 BANDAI SPIRITS（ともに当社の完全子会社）では、日本国内向け製品を生産するほぼすべての海外最終梱包工場（2024 年度は約 310 社）において、「品質監査」と「COC (Code of Conduct) 監査」を一元化した「Bandai Factory Audit (BFA)」を実施、または SMETA (Sedex Members Ethical Trade Audit) や ICTI (国際玩具産業協議会) 等の「第三者 COC 規格のレポート」において「COC (Code of Conduct)」の項目を確認しています。「BFA」では、「強制労働」「児童労働」「労働時間」「賃金及び手当」「懲罰」「差別」などの基準の遵守を宣言した「バンダイ COC 宣言」を基本方針とし、独自の「BFA マニュアル」に基づき、監査を行いました。さらに、取引先との情報共有などを行うサプライヤーカンファレンスを開催し、取引先とともに強制労働・現代奴隷の禁止などを含めた法令遵守や労働環境の向上に努めています。

株式会社 BANDAI SPIRITS においては、前述の「BFA」または第三者の認定取得がない工場に対し、独自の「BANDAI SPIRITS 最低要求監査書」を基準とした監査を実施し、人権に関する要求事項について確認しています。

また、欧米向け主要製品の生産指導・品質指導を行う BANDAI (SHENZHEN) CO., LTD.においては、主に前述の ICTI が玩具メーカー向けに定めた統一基準で、強制労働や人身売買、児童労働などの禁止を監査項目に含む「ICTI Ethical Supply Chain Program」や、SMETA (Sedex Members Ethical Trade Audit) など第三者機関の認証を受けた工場と取引を行っています（2024 年度に取引した欧米向け製品の一次工場はすべて認証済み）。

アミューズメント事業の事業統括会社である株式会社バンダイナムコアミューズメント（当社の完全子会社）では、サプライヤーとの取引開始時に、「強制労働」「児童労働」「労働時間」「賃金及び手当」「懲罰」「差別」「環境保護」の項目に関して違法行為がないことを確認したサプライヤーのみと取引を行うこ

ととしています。また、新規に取引を行う業務用ゲーム製品の組付工場においては、就労環境を含む確認項目についてヒヤリングを行います。また、必要に応じて新規及び既存の取引のある工場の監査を実施することとしています（2024 年度は新規の取引工場 3 件に対し監査を実施）。

2024 年度のサプライチェーンの労働環境の取り組みにつきましては、以下ウェブサイトをご覧ください。

https://www.bandainamco.co.jp/sustainability/materiality/workplace/supply-chain_labor.html

（日本語）

https://www.bandainamco.co.jp/en/sustainability/materiality/workplace/supply-chain_labor.html

（英語）

4. 事業及びサプライチェーンのリスク評価と対策

かねてより当社グループでは人権デューディリジェンスの一環として、当社グループの主要事業及びそのサプライチェーンにおける現代奴隷リスクを含む人権への負の影響について、第三者機関の協力を得て特定・評価のための取り組みを実施して参りました。

2023 年度には当社グループ国内外の全事業を対象に当社グループにおいて優先的に対策すべき人権課題のマッピングを行い、現代奴隷リスクに関するものとしては、児童労働、強制労働、外国人労働者の権利といった人権課題について優先度が高いと分析しています。

今後は、当社グループとしてリスクベースアプローチによる人権デューディリジェンスの取り組みの推進のため、関連するステークホルダーとの対話・協議に基づき、当社グループの事業活動に関係する人権への負の影響を特定、予防、軽減するため人権デューディリジェンスのシステムを構築し、継続的に実施していきます。

トイホビー事業の事業統括会社である株式会社バンダイ及び主要会社の株式会社 BANDAI SPIRITS では、海外の最終梱包工場にて、前述した「BFA」監査またはそれに準ずる監査を年に 1 回実施しており、さらに株式会社 BANDAI SPIRITS では、監査とは別にリスクのある国、地域の情報を収集し該当エリアの工場へのヒヤリングを実施しています。いずれも監査の結果、現代奴隷・人身売買等に関する問題があるとの報告はありませんでした。

5. 事業またはサプライチェーンにおいて、奴隷及び人身取引が行われないことを確保する方法の有効性

トイホビー事業の事業統括会社である株式会社バンダイ及び主要会社の株式会社 BANDAI SPIRITS では、前述した「BFA」またはそれに準ずる監査を年に 1 回実施しており、人権侵害が発生しないことを確保し、有効性を保っています。

アミューズメント事業の事業統括会社である株式会社バンダイナムコアミューズメントでは、定期的なサプライヤー監査を実施することで、人権侵害が発生しないことを確保し、有効性を保っています。

6. 事業またはサプライチェーンにおける救済措置

バンダイナムコグループ各社では、それぞれ社内規程を制定し、従業員向け相談窓口として、内部通報制度を整備・運用しています。従業員が法令違反などを発見した場合、上司に相談するか、あるいは内部通報制度（ホットライン）を通じて社外相談窓口、社内相談窓口、監査役等のいずれかに報告することを規定しています。また公益通報者保護法などに基づき、通報を行ったことにより不利益を受けることがないよう配慮しています。

また当社グループ従業員以外の方々との関係では、取引先の皆さま、サプライチェーン上の労働者の方々、お客さまなど、バンダイナムコグループのサプライチェーンに関係する全ての方々からの通報を受け付ける「コンプライアンスホットライン」を設置しています。当社グループの事業活動において、バンダイナムコグループ各社の役員または従業員により、法令違反や不正行為、「バンダイナムコグループ行動規範」や「バンダイナムコグループ人権方針」から逸脱する行為（または、そのおそれがある行為）が行われている場合について、社外のステークホルダーの皆さまから具体的な情報を提供いただくための窓口です。通報事案については、必要に応じて負の影響の是正及び救済措置を実施します。

当社グループにおいては、これらの施策を通じて人権救済・是正の取り組みを進めています。

2024 年度の内部通報制度、コンプライアンスホットラインにつきましては、以下ウェブサイトをご覧ください。

内部通報制度：

<https://www.bandainamco.co.jp/sustainability/governance/risk/compliance.html#anchor->

[internalsystem](#) (日本語)

[https://www.bandainamco.co.jp/en/sustainability/governance/risk/compliance.html#anchor-](https://www.bandainamco.co.jp/en/sustainability/governance/risk/compliance.html#anchor-internalsystem)

[internalsystem](#) (英語)

コンプライアンスホットライン：

<https://www.bandainamco.co.jp/cgi-bin/sustainability/index.cgi/complianceHotline/index> (日本語)

<https://www.bandainamco.co.jp/cgi-bin/sustainability/index.cgi/en/complianceHotline/index> (英語)

7. 研修

「バンダイナムコグループ行動規範」の周知徹底のため、グループの全役員及び従業員約 14,000 人を対象とした e-Learning を実施し、グループ内情報共有ウェブサイトでは行動規範の掲示や行動規範の内容をわかりやすく解説した動画を公開しています。国内外のオフィス拠点においては行動規範を明記した社内掲示用ポスターを掲示するなどの社内浸透を図っています。また、グループ内のすべての事業会社の社長は、「バンダイナムコグループ行動規範」の遵守に関する誓約書を当社社長宛に提出しています。

さらに、2024 年度は、グループの全役員及び従業員約 14,000 人を対象としたコンプライアンスに関する e-Learning を年 5 回実施し、延べ約 70,000 名が受講したほか、新入社員研修をはじめとする各種社内研修等を通じて、コンプライアンス意識の向上を目指しています。

バンダイナムコホールディングスでは、2025 年 3 月に国内従業員向けに「バンダイナムコグループ行動規範・取引先ガイドライン説明会」を実施し、行動規範の頒布と取引先さまへの説明実施、今後の人権デューディリジェンスの取り組みについて説明を行いました。

サプライヤー向けの研修として、トイホビー事業の事業統括会社である株式会社バンダイでは、品質に関するサプライヤー向けの勉強会を年 4 回開催しております。また、「BFA」に特化したサプライヤー向けの会議体も年 1 回開催しており、2025 年度においては、BFA に関する情報を伝達するとともに当社グループにて制定した「バンダイナムコグループ行動規範」「取引先ガイドライン」の説明を行い、行動規範ポスターの配布、説明 VTR の上映、頒布を実施しており、継続的に展開いたします。

株式会社 BANDAI SPIRITS では、サプライヤー向けに品質等に関する連絡会を年 2 回開催しています。また品質等に関する展示会を国内 1 か所、海外 2 か所で年 1 回開催し、必要に応じて人権等に関する情報を展示し共有しています。

また、アミューズメント事業の事業統括会社である株式会社バンダイナムコアミューズメントでは青少年の健全な育成のための知識を深め適正な対応を行うべく、「JAIA 青少年アドバイザー」資格取得を推進。アミューズメント施設配属社員の取得率は 99%です。

8. 今後に向けて

今後は当社グループの事業活動に関係する人権への負の影響を特定、予防、軽減するための人権デューディリジェンスの仕組みをグループ内で構築し、リスクベースアプローチに基づき継続的に実施していきます。

9. 取締役会の承認

私、浅古有寿は、「2024 年度 英国現代奴隷法に係る声明」の内容が事実であり、当社取締役会の承認を得たものであることを証明いたします。

2025 年 9 月 30 日

株式会社バンダイナムコホールディングス

代表取締役社長

浅古有寿